

保護預り規定兼振替決済口座管理規定の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）</p> <p>第1条（趣旨） ～（省略）</p> <p>第18条（成年後見人等の届出）</p> <p><u>第19条（取引の制限等）</u></p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第20条（解約等）</p> <p>この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当会所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当会所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>2 ～（省略） 3</p>	<p style="text-align: center;">保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）</p> <p>第1条（趣旨） ～（省略）</p> <p>第18条（成年後見人等の届出）</p> <p>(追加)</p> <p>第19条（解約等）</p> <p>この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当会所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当会所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>2 ～（省略） 3</p>

改正	現行
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当会からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様が手数料を支払わない<u>場合。</u></p> <p>(2) お客様について相続の開始があった<u>場合。</u></p> <p>(3) お客様等がこの規定に違反した<u>場合。</u></p> <p>(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当会が解約を申し出た<u>場合。</u></p> <p>(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当会が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た<u>場合。</u></p> <p>(6) やむを得ない事由により、当会が解約を申し出た<u>場合。</u></p> <p><u>(7) 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>(8) この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>(9) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>(10) 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>(11) (7)～(10)の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合。</u></p> <p>5 ～(省略)</p> <p>6 第<u>21</u>条(解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第<u>22</u>条(緊急措置) (省略)</p> <p>第<u>23</u>条(公示催告等の調査)</p>	<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当会からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様が手数料を支払わない<u>とき</u></p> <p>(2) お客様について相続の開始があった<u>とき</u></p> <p>(3) お客様等がこの規定に違反した<u>とき</u></p> <p>(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当会が解約を申し出た<u>とき</u></p> <p>(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当会が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た<u>とき</u></p> <p>(6) やむを得ない事由により、当会が解約を申し出た<u>とき</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>5 ～(省略)</p> <p>6 第<u>20</u>条(解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第<u>21</u>条(緊急措置) (省略)</p> <p>第<u>22</u>条(公示催告等の調査)</p>

改 正	現 行
<p>(省略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 (免責事項)</p> <p>当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1)</p> <p>～ (省略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 第 <u>22</u> 条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第 <u>26</u> 条 (規定の変更)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(省略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 (免責事項)</p> <p>当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1)</p> <p>～ (省略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 第 <u>21</u> 条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第 <u>25</u> 条 (規定の変更)</p> <p>(省略)</p>